

各 位

会 社 名 キヤノン株式会社
代表者名 代表取締役会長 御手洗 富士夫
(コード： 7751、東京、大阪、名古屋(以上第一部)
福岡、札幌)
問合せ先 常務取締役経理本部長 大澤 正宏
(TEL. 03-3758-2111)

会 社 名 キヤノンファインテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 相馬 郁夫
(コード： 6421 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 井上 裕司
(TEL. 048-949-2111)

キヤノン株式会社によるキヤノンファインテック株式会社の 完全子会社化に関する株式交換契約締結のお知らせ

キヤノン株式会社（以下「キヤノン」）とキヤノンファインテック株式会社（以下「キヤノンファインテック」）は、平成 22 年 2 月 8 日開催の各社の取締役会において、キヤノンがキヤノンファインテックを完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを決議し、株式交換契約を締結しましたので、以下の通りお知らせいたします。

本株式交換については、平成 22 年 3 月 24 日に開催予定のキヤノンファインテックの定時株主総会において承認を受けたうえ、平成 22 年 5 月 1 日を株式交換の効力発生日として行う予定です。また、会社法第 796 条第 3 項の規定に従い、キヤノンは株主総会の承認を得ない簡易株式交換として行う予定であります。なお、本株式交換の効力発生日（平成 22 年 5 月 1 日予定）に先立ち、キヤノンファインテックの普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」）において平成 22 年 4 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は平成 22 年 4 月 26 日）となる予定であります。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

キヤノングループ（以下「当グループ」）は、「世界人類との共生」を企業理念として、真のグローバル優良企業グループを目指し、企業の成長と発展を果すことにより、世界の繁栄と人類の幸福に貢献することを、企業指針としております。この企業指針に基づきキヤノンは、「真のグローバルエクセレントカンパニー」の実現を目指して 1996 年度からの「グローバル優良企業グループ構想フェーズⅠ」、2001 年度からの「フェーズⅡ」の 2 度の 5 カ年計画を通して構築した強固な経営基盤を活用し、2006 年度からの 5 カ年計画「フェーズⅢ」では、高い収益性を維持しながら企業規模の一層の拡大を図る「健全なる拡大」への取組みをスタート致しました。

また、当グループの国内中核企業の一社であるキヤノンファインテックは、主に MFP（マルチファンクションプリンター）やペーパーハンドリング機器の開発・設計・製造で当グループの発展に寄与してまいりました。また独自技術とノウハウを駆使し、自主事業の強化に努め、事業領域拡大を進めることで、当グループの連結業績に貢献してまいりました。平成 20 年にはニスカ株式会社を完全子会社化するなど、グループ力の強化とより迅速かつ効率的な事業展開を推進し、上場会社として経営努力を積み重ねてまいりました。

ところで、世界経済は、総じて回復基調にあるものの、L 字型回復に留まり、当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続くものと思われまます。このような状況下、当グループは事務機分野で、景気回復後を見据えた新機軸の戦略製品の市場投入や米国での直販網の強化、ヒューレット・パッカード社との新世代オフィスシステムでの提携、アドビシステムズ社との電子文書セキュリティ分野での販売協業、更には、オセ社とその連結子会社化について合意するなど、着々と施策を打ってまいりました。

この施策の効果を一段と高めるためには、今まで強化してきた財務体質を基盤に、更なる経営スピードのアップを推進していかなくてはなりません。特に事務機の中核となる MFP とその関連分野の基盤技術・生産技術の強化と魅力ある新商品・新サービスの迅速な投入は事務機分野での「圧倒的No.1」実現への最重要テーマであります。

このような背景を踏まえ、この度、当グループの MFP およびペーパーハンドリング機器の中核会社であるキヤノンファインテックを完全子会社化することにより、両社の経営資源の有機的な結合を促進し、グループとしてのシナジー効果をより一層高めていくことといたしました。

この結果、短期・中長期の重要戦略を機動的かつ迅速に実行できる体制を構築することで、スピード経営を更に進化させ、事務機分野での「圧倒的No.1」のいち早い実現に向け、グループ一丸となって邁進してまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

| | |
|--------------------------------|-------------------------|
| 定時株主総会基準日（キヤノンファインテック） | 平成 21 年 12 月 31 日（木） |
| 取締役会決議日（両社） | 平成 22 年 2 月 8 日（月） |
| 株式交換契約締結日 | 平成 22 年 2 月 8 日（月） |
| 株式交換契約承認定時株主総会開催日（キヤノンファインテック） | 平成 22 年 3 月 24 日（水）（予定） |
| 最終売買日（キヤノンファインテック） | 平成 22 年 4 月 26 日（月）（予定） |
| 上場廃止日（キヤノンファインテック） | 平成 22 年 4 月 27 日（火）（予定） |
| 株式交換の日（効力発生日） | 平成 22 年 5 月 1 日（土）（予定） |

（注 1）本株式交換は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、キヤノンにおいては簡易株式交換の手続により株式交換契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものです。

（注 2）本株式交換の日（効力発生日）は、両社の合意により変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

キヤノンを完全親会社、キヤノンファインテックを完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、キヤノンについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、キヤノンファインテックについては平成 22 年 3 月 24 日開催予定の定時株主総会において承認を受けたうえで、平成 22 年 5 月 1 日を効力発生日とする予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

| | キヤノン株式会社 (株式交換完全親会社) | キヤノンファインテック 株式会社 (株式交換完全子会社) |
|---------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 本株式交換に係る 割当ての内容 | 1 | 0.38 |
| 本株式交換により 交付する株式数 | 普通株式：6,845,822 株 (予定) | |

(注1) 株式の割当比率

キヤノンファインテックの普通株式 1 株に対して、キヤノンの普通株式 0.38 株を割当て交付いたします。ただし、キヤノンが保有するキヤノンファインテックの普通株式 24,496,816 株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するキヤノンの株式数

キヤノンは本株式交換により、普通株式 6,845,822 株を割当て交付いたしますが、交付する株式は保有する自己株式 (平成 22 年 1 月末現在 99,289,198 株) を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定であります。なお、キヤノンファインテックは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生直前時 (以下「基準時」) において有するすべての自己株式 (本株式交換に関する会社法第 785 条に基づく同株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。) を基準時において消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、キヤノンファインテックによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、キヤノンの単元未満株式 (100 株未満の株式) を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。キヤノンの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様においては、キヤノンの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度 (100 株未満の株式の売却)

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、キヤノンの単元未満株式を所有する株主の皆様がキヤノンに対し、ご所有の単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度 (100 株への買増し)

会社法第 194 条第 1 項および定款の定めに基づき、キヤノンの単元未満株式を所有する株主の皆様がキヤノンに対し、ご所有の単元未満株式と併せて 1 単元となる数の単元未満株式の買増を請求することができる制度です。

(注4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換にともない、キヤノンの普通株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなるキヤノンファインテックの現株主の皆様に対しては、会社法第 234 条に従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

キヤノンファインテックは新株予約権および新株予約権付社債は発行しておらず、該当事項はございません。

(5) その他

キヤノンまたはキヤノンファインテックの財政状態または経営成績に重大な変動が生じた場合、許認可若しくは届出の要否 (外国法に基づくものも含む。) その他諸般の事情から本株式交換の実行に重大

な支障となる事態が発生した場合には、キヤノンおよびキヤノンファインテックが協議し合意の上、本株式交換の条件その他株式交換契約の内容を変更し、または株式交換契約を解除することができるものとされております。

3. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に両者から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、キヤノンは野村証券株式会社（以下「野村証券」）を、キヤノンファインテックは大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社（以下「大和証券CM」）を、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

野村証券は、キヤノンについて市場株価平均法による算定、キヤノンファインテックについて市場株価平均法、類似会社比較法およびディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。下記の株式交換比率の算定レンジは、キヤノンファインテックの普通株式 1 株に割り当てられるキヤノンの普通株式数の算定レンジを記載したものです。

なお、市場株価平均法については、平成 22 年 2 月 5 日を基準日として、東京証券取引所における基準日の株価終値、基準日から遡る 1 ヶ月間、3 ヶ月間、6 ヶ月間の株価終値平均を採用するとともに、キヤノンについては「平成 21 年 12 月期決算短信」公表日の翌営業日である平成 22 年 1 月 28 日から基準日までの株価終値平均、キヤノンファインテックについては「平成 21 年 12 月期決算短信」公表日である平成 22 年 1 月 25 日から基準日までの株価終値平均を採用いたしました。

| | 採用手法 | 株式交換比率の算定レンジ |
|---|---------|--------------|
| ① | 市場株価平均法 | 0.32 ～ 0.35 |
| ② | 類似会社比較法 | 0.36 ～ 0.37 |
| ③ | DCF法 | 0.37 ～ 0.41 |

野村証券は、株式交換比率の算定に際して、キヤノンおよびキヤノンファインテックから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、キヤノン、キヤノンファインテックおよびそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。野村証券の株式交換比率算定は、平成 22 年 2 月 5 日現在までの情報および経済条件を反映したものであり、また、キヤノンファインテックの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、キヤノンおよびキヤノンファインテックの経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

なお、野村証券は、平成 22 年 2 月 5 日付にて、上記の前提条件その他一体の前提条件のもとに、合意されたキヤノンファインテックの普通株式 1 株に割り当てるキヤノンの普通株式数がキヤノンにとって財務的見地から妥当である旨の意見書をキヤノンに対して交付しております。

大和証券CMはキヤノン普通株式については、キヤノンの普通株式が証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（平成 22 年 2 月 5 日を算定基準日とし、キヤノンファインテックによる「平成 21 年 12 月期 決算短信」公表日の翌営業日である平成 22 年 1 月 26 日から算定基準日までの期間、並びに算定基準日までの直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間 および 6 ヶ月間の各期間を採用し、当該期間の出来高加重平均株価を採用）により算定を行いました。また、キヤノンファインテックの普通株式については、キヤノンファインテックの普通株式が証券取引所に上場しており、市場株価が存在すること

から市場株価法（平成 22 年 2 月 5 日を算定基準日とし、キャノンファインテックによる「平成 21 年 12 月期 決算短信」公表日の翌営業日である平成 22 年 1 月 26 日から算定基準日までの期間、並びに算定基準日までの直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間および 6 ヶ月間の各期間を採用し、当該期間の出来高加重平均株価を採用）により、それに加えてキャノンファインテックには比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法により、および将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法により算定を行いました。なお、キャノン普通株式の 1 株あたり株式価値を 1 とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

| | 採用手法 | 株式交換比率の評価レンジ |
|---|---------|---------------|
| ① | 市場株価法 | 0.316 ～ 0.345 |
| ② | 類似会社比較法 | 0.343 ～ 0.450 |
| ③ | DCF法 | 0.363 ～ 0.526 |

大和証券CMは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの資料および情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、信頼性、完全性または妥当性の検証を行っていません。また、両社とその関係会社の資産または負債（簿外資産および負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて、キャノンファインテックの事業計画および財務予想についてはキャノンファインテックの経営陣により現時点における最善の予測と判断に基づき合理的にかつ適切な手続きに従って作成されていることを前提としております。

なお、大和証券CMは、上記その他の前提事項および留保事項のもとに、両社によって合意されたキャノンファインテックの普通株式 1 株に割り当てるキャノンの普通株式数がキャノンファインテックの普通株主（但し、キャノンを除く。）にとって財務的見地から公正である旨の意見書を平成 22 年 2 月 8 日付にてキャノンファインテックの取締役会に交付しております。

(2) 算定の経緯

キャノンおよびキャノンファインテックは、それぞれが選定した上記第三者算定機関から提出された株式交換比率案の算定についての専門家としての分析結果および助言を慎重に検討し、またそれぞれにおいてキャノンとキャノンファインテックとの資本関係、過去の類似の株式交換事例における株式交換比率、両社の財務状況、業績動向、株価動向、配当動向等を勘案し、これらを踏まえた交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記 2. (3) の株式交換比率は妥当であり、両社の株主の利益に資するものであると判断し、平成 22 年 2 月 8 日に開催された両社の取締役会において、本株式交換における株式交換比率を決定し、同日、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、キャノンとキャノンファインテックとの協議により変更することがあります。

(3) 算定機関との関係

野村證券および大和証券CMはともに、キャノンおよびキャノンファインテックの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成 22 年 5 月 1 日をもってキャノンファインテックはキャノンの完全子会社となり、完全子会社となるキャノンファインテックの株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て平成 22 年 4 月 27 日に上場廃止（最終売買日は平成 22 年 4 月 26 日）となる予定です。

上場廃止後は東京証券取引所においてキャノンファインテック株式を取引することはできません。

本株式交換は、1. に記載のとおり、キャノンファインテックをキャノンの完全子会社とすることによって、両社の企業価値向上を図ることを目的とし、キャノンファインテックの普通株式の上場廃止を直接の目的とするものではありませんが、上記のとおり、結果として、キャノンファインテック普通株式は上場廃止となる予定です。

本株式交換の対価として交付されるキャノンの普通株式は、東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所および証券会員制法人札幌証券取引所に上場されているため、本株式交換後においても、キャノンファインテックの普通株式を 264 株以上所有し、本株式交換によりキャノンの単元株式数である 100 株以上のキャノン普通株式の割当てを受ける株主の皆様は、株式の所有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式について引き続き東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所および証券会員制法人札幌証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

キャノンファインテックの普通株式を 264 株未満所有し、本株式交換に伴いキャノンの単元未満株式である 100 株未満の普通株式を所有することとなる株主の皆様においては、取引所市場において単元未満株式を売却することはできませんが、キャノンの単元未満株式の買取制度および買増制度をご利用いただくことができます。これらのお取扱いの詳細に関しましては、上記 2. (3) (注 3) をご参照下さい。

また、本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の割当てを受けることとなる場合の取扱いの詳細については、上記 2. (3) (注 4) をご参照下さい。

なお、キャノンファインテックの株主の皆様は、最終売買日である平成 22 年 4 月 26 日 (予定) までは、東京証券取引所において、その所有するキャノンファインテック株式を従来どおり取引することができますほか、会社法その他関係法令に定める権利を行使することができます。

(5) 公正性を担保するための措置

キャノンは、既にキャノンファインテックの発行済株式総数の 57.59% を所有していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関である野村證券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてキャノンファインテックとの間で交渉・協議を行い、上記 2. (3) 記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、平成 22 年 2 月 8 日開催の取締役会で決議しました。なお、キャノンは、平成 22 年 2 月 5 日付にて野村證券から、上記 2. (3) 記載の株式交換比率が、キャノンにとって財務的見地から妥当である旨の意見書 (フェアネス・オピニオン) を取得しています。

一方、キャノンファインテックは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、第三者算定機関である大和証券CMに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考としてキャノンとの間で交渉・協議を行い、上記 2. (3) 記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを平成 22 年 2 月 8 日開催の取締役会で決議しました。なお、キャノンファインテックは、平成 22 年 2 月 8 日付にて大和証券CMから、上記 2. (3) 記載の株式交換比率が、キャノンファインテックの普通株主 (但し、キャノンを除く。) にとって財務的見地から公正である旨の意見書 (フェアネス・オピニオン) を取得しています。

なお、キャノンファインテックは、法務アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所を選任し、法的な観点から本株式交換の適切な手続きおよび対応等について助言を受けました。

(6) 利益相反を回避するための措置

キャノンファインテックの取締役会においては、キャノンの役員または従業員を兼務する取締役はならず、また、利益相反を回避する観点から、キャノンファインテックの社外監査役のうちキャノンの監査役を兼務する 2 名は、本株式交換に関するキャノンファインテックの取締役会における審議に参加しておりません。

キヤノンの取締役会においては、キヤノンファインテックの役員または従業員を兼務する者がいないため、特段の措置を講じておりません。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成21年12月31日現在）

| | 株式交換完全親会社 | 株式交換完全子会社 | | | | | | | | |
|-----------------|--|--|------|---|------|---------------------------------------|------|---|-------------|--|
| (1) 名称 | キヤノン株式会社 | キヤノンファインテック株式会社 | | | | | | | | |
| (2) 所在地 | 東京都大田区下丸子三丁目30番2号 | 埼玉県三郷市谷口717 | | | | | | | | |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役会長 御手洗 富士夫 | 代表取締役社長 相馬 郁夫 | | | | | | | | |
| (4) 事業内容 | オフィス機器、コンシューマ製品、産業機器その他の開発・製造および販売 | プリンタ、事務機周辺機器、産業機器、化成品等の製造および販売 | | | | | | | | |
| (5) 資本金 | 174,762百万円 | 3,451百万円 | | | | | | | | |
| (6) 設立年月日 | 昭和12年8月10日 | 昭和28年12月14日 | | | | | | | | |
| (7) 発行済株式数 | 1,333,763,464株 | 42,533,243株 | | | | | | | | |
| (8) 決算期 | 12月31日 | 12月31日 | | | | | | | | |
| (9) 従業員数 | 168,879名（連結） | 7,429名（連結） | | | | | | | | |
| (10) 主要取引銀行 | ㈱みずほコーポレート銀行 ㈱三井住友銀行 ㈱三菱東京UFJ銀行 | ㈱みずほ銀行 ㈱三井住友銀行 ㈱三菱東京UFJ銀行 | | | | | | | | |
| (11) 大株主および持株比率 | 第一生命保険相互会社 5.60% 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口） 5.09% 日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口） 3.87% モクスレイ・アンド・カンパニー（常任代理人 ㈱三菱東京UFJ銀行） 3.78% ジェーピー モルガン チェース バンク 380055（常任代理人 ㈱みずほコーポレート銀行） 2.99% | キヤノン㈱ 57.59% 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口） 2.57% 日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口） 2.41% ビービーエイチ フォー フィデリテイー ロープライス ストック フアンド（常任代理人 ㈱三菱東京UFJ銀行） 1.52% キヤノンファインテック社員持株会 1.41% | | | | | | | | |
| (12) 当事会社間の関係 | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>資本関係</td> <td>キヤノンは、キヤノンファインテックの発行済株式数の57.59%（24,496,816株）（平成22年2月8日現在）の株式を保有しており、親会社であります。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>キヤノンの監査役2名が、キヤノンファインテックの監査役を兼務しております。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td>キヤノンはキヤノンファインテックより事務機の付属品および部品の仕入れを行っております。</td> </tr> <tr> <td>関連当事者への該当状況</td> <td>キヤノンファインテックはキヤノンの連結子会社であり、関連当事者に該当します。</td> </tr> </tbody> </table> | | 資本関係 | キヤノンは、キヤノンファインテックの発行済株式数の57.59%（24,496,816株）（平成22年2月8日現在）の株式を保有しており、親会社であります。 | 人的関係 | キヤノンの監査役2名が、キヤノンファインテックの監査役を兼務しております。 | 取引関係 | キヤノンはキヤノンファインテックより事務機の付属品および部品の仕入れを行っております。 | 関連当事者への該当状況 | キヤノンファインテックはキヤノンの連結子会社であり、関連当事者に該当します。 |
| 資本関係 | キヤノンは、キヤノンファインテックの発行済株式数の57.59%（24,496,816株）（平成22年2月8日現在）の株式を保有しており、親会社であります。 | | | | | | | | | |
| 人的関係 | キヤノンの監査役2名が、キヤノンファインテックの監査役を兼務しております。 | | | | | | | | | |
| 取引関係 | キヤノンはキヤノンファインテックより事務機の付属品および部品の仕入れを行っております。 | | | | | | | | | |
| 関連当事者への該当状況 | キヤノンファインテックはキヤノンの連結子会社であり、関連当事者に該当します。 | | | | | | | | | |

(13) 最近3年間の経営成績および財政状態（連結）

| 決算期 | キヤノン(株) | | | キヤノンファインテック(株) | | |
|------------------|-----------|-----------|-----------|----------------|----------|----------|
| | 19年12月期 | 20年12月期 | 21年12月期 | 19年12月期 | 20年12月期 | 21年12月期 |
| 連結純資産(※) | 2,922,336 | 2,659,792 | 2,688,109 | 79,444 | 71,478 | 73,184 |
| 連結総資産 | 4,512,625 | 3,969,934 | 3,847,557 | 117,650 | 98,324 | 95,955 |
| 1株当たり連結純資産(円)(※) | 2,317.39 | 2,154.57 | 2,177.53 | 1,622.08 | 1,667.93 | 1,703.75 |
| 連結売上高 | 4,481,346 | 4,094,161 | 3,209,201 | 171,577 | 148,561 | 108,148 |
| 連結営業利益 | 756,673 | 496,074 | 217,055 | 10,550 | 6,659 | 3,597 |
| 連結税引前当期純利益 | 768,388 | 481,147 | 219,355 | 9,787 | 8,136 | 3,064 |
| 連結当期純利益 | 488,332 | 309,148 | 131,647 | 5,728 | 6,153 | 2,226 |
| 1株当たり連結当期純利益(円) | 377.59 | 246.21 | 106.64 | 135.63 | 145.24 | 52.35 |
| 1株当たり配当金(円) | 110.00 | 110.00 | 110.00 | 30.00 | 30.00 | 24.00 |

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(※) キヤノンの連結財務諸表は米国会計基準に基づき作成しており、連結純資産および1株あたり連結純資産の内容は、それぞれ連結株主資本および1株あたり連結株主資本を表示しております。

5. 本株式交換後の状況

| | 株式交換完全親会社 |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 名称 | キヤノン株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都大田区下丸子三丁目30番2号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役会長 御手洗 富士夫 |
| (4) 事業内容 | オフィス機器、コンシューマ製品、産業機器その他の開発・製造および販売 |
| (5) 資本金 | 174,762百万円 |
| (6) 決算期 | 12月31日 |
| (7) 純資産 | 現時点では確定しておりません。 |
| (8) 総資産 | 現時点では確定しておりません。 |

6. 会計処理の概要

本株式交換は、米国会計基準に基づき資本取引として処理される見込みであり、のれんは発生しない見込みです。

7. 今後の見通し

キヤノンは既にキヤノンファインテックを連結子会社としており、本株式交換におけるキヤノンの業績への影響は、連結・個別ともに軽微であると見込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、キヤノンファインテックによる親会社等との取引等に該当します。キヤノンファインテックは、親会社であるキヤノンおよびそのグループ企業から自由な事業活動を阻害されるような状況になく、一定の独立性が確保されていると認識しております。また、キヤノンまたはそのグループ企業との取引については、他の企業との取引と同様の基準に基づいて行っており、資本関係による制約を受けることはありません。

本株式交換についても、上記の経営の独立性を確保し、さらに上記3.(5)および(6)の施策により公平性を担保したうえで判断しております。

以 上

(参考) キヤノンの当期連結業績予想(平成22年1月27日公表分)および前期連結実績 (単位:百万円)

| | 連結売上高 | 連結営業利益 | 税引前当期純利益 | 当社株主に帰属する 当期純利益 |
|-----------------------|-----------|---------|----------|--------------------|
| 当期業績予想 (平成22年12月期) | 3,450,000 | 330,000 | 320,000 | 200,000 |
| 前期実績 (平成21年12月期) | 3,209,201 | 217,055 | 219,355 | 131,647 |

(※) キヤノンの連結財務諸表は米国会計基準に基づき作成しております。